

## 第 1 回委員会の意見を踏まえた事務局整理（案）

### 1. とりまとめの方向性 ～事務局の考え～

- 検討委員会の成果としては、まずは、
  - ① 市町村が特例措置を（安心して）使って差し支えないライン
  - ② 使ってはいけない（使わない方がよい）と考えられるラインを示すことを目指す。

【関連】品川委員 No.2

- ✓ 理論上は活用可能であると整理できる場面であっても、実際に運用を担う市町村担当者の判断能力（活用に踏み切るまでに要する森林管理に対する技術的知見）や心理的不安を考慮し、積極運用に向けたラインを示すかどうかについては、特例措置の活用が進み出した段階で（後年度に）再度、検討する。

（参考）議論と運用のイメージ図

	使ってはいけない	慎重な判断が必要	使ってほしい	安心して使える
令和 2 年度	議論 ↓			議論 ↓
令和 3 年度	↓ 実践 ↓	議論 ↓	議論 ↓	↓ 実践 ↓
令和 4 年度 ～	↓ ↓	ケーススタディ ↓	↓ 実践 ↓	↓ ↓

- 「対象とすべき森林」と「森林管理の内容」について、活用する市町村の実用性を重視しつつ、定性的な観点をガイドラインとして示すとともに、そのガイドラインを補う形で、何点かの数値基準を指標として示す（資料 5 の P.8～9 をベースに本検討委員会において整理・検討いただいた内容を踏まえ、追加修正していくことを想定）。

【関連】植木委員長 No.2 コメント

- 指標・ガイドラインの整理にあたっては、特定の多面的機能（水源涵養機能、国土保全機能…）毎に数値指標を整理することは困難であることから、まずは「健全な森林の育成」という間伐の第一義的な観点から指標を

検討する

- ✓ つまり、間伐を実施し、健全な森林が育成されることで、総じて水源涵養機能や国土保全機能が発揮されるという考え方とした上で、間伐の対象となる森林、間伐の方法を一般的な観点から検討を加える。
- ✓ 上記を検討したのみでは、単なる間伐の基準を定めることに他ならないことから、この基準に財産権の保障の観点や、市町村がとり得る裁量権の観点を加味していくこととする。

【関連】 阿部委員 No.1、野村委員 No.2

- 市町村担当者の特例措置活用を科学的根拠の面から支えるとの観点から、ガイドラインにおいては、間伐の本来の目的や重要性等の基本的事項を記載するとともに、本ガイドラインを検討・整理するにあたった経緯等についても併せて記載する。

【参照】 植木委員長 No.4

- また、指標の整理にあたっては、目視で確認可能、簡便な調査・計算で把握可能である等、活用する市町村にとって技術的な難度の低い指標（下層植生の被覆率、落葉落枝層（A0層）の流出状況、樹冠長率、形状比等）を軸に検討する。

【関連】 阿部委員 No.2、河合委員 No.1, 11

- 市町村にとっては技術的に難度が高く、把握が容易ではない指標（収量比数、相対幹距比等）は、可能な限り避ける。

【関連】 植木委員長 No.8、河合委員 No.1

## 2. 当面の議論の方向性 ～議論の骨格を決める～

- 災害が起きる蓋然性については、実際には判断することは相当困難と考えられることから、「災害が起こる蓋然性と指標の因果関係」について整理することは見送り、蓋然性の高低に関わらず、「健全な森林の育成」という観点から、特例措置の「対象とすべき森林」と判断できる指標を検討する。

- ✓ ただし、蓋然性の高低まで把握することは困難であったとしても、特例措置を活用するにあたり、災害が起こるかもしれないという認識は必要であり、それに立脚した市町村の判断が求められることから、災害の危険性を認識する観点での指標・ガイドラインの整備が必要かどうかを検討することとする。

【関連】 阿部委員 No.15、野村委員 No.7

- 森林管理の内容については、林況に応じて様々なケースが想定され、具体的間伐率等の数値を機械的に示し、それに沿って運用した場合に気象害等のリスクが高まることも懸念されることから、本年度の検討委員会においては、既存の知見において示されている具体的数値等は参考資料として情報提供するにとどめ、ガイドラインとしては、まずは施業の方向性（定性間伐、列状間伐等）や基本的な留意事項を示すにとどめることとする。
  - ✓ 採り得る施業の方向性は、市町村の裁量により、林況に沿った合理的なものを選択することを前提とする。
  - ✓ 搬出間伐を選択する、比較的長期の存続期間を設定する（つまり、施業体系）については、合理性がある範囲内にあつては市町村の裁量として認めるものとしてよいかは、本年度中に検討を行う。
  - ✓ ただし、ガイドラインとして施業の方向性を示す一方で、具体的な数値に言及しないことは、森林・林業の専門的知見に乏しい市町村担当者には、使い勝手の良くない指標・ガイドラインとなるおそれがあることから、数値的な指標の導入も、後年度において検討する。

【関連】 阿部委員 No.1、野村委員 No.1, 4, 8、品川委員 No.7、河合委員 No.3, 4, 12

- 指標・ガイドラインの整理にあたっては、多面的機能の低下に関連して、市町村はどの程度の権利侵害の発生に対し対処を求められ、どの程度の対策をすることが求められているのか、市町村担当者に情報提供するとの観点から、民事法上・行政法上の見解を整理することを検討する。
  - ✓ 持分の過半数の同意が得られている場合にあつては、柔軟に特例措置を活用できるとするなど、市町村の担当者に分かりやすいガイドラインの提示の仕方を考える。

ただし、明快な基準を提示することにより、判断のプロセスや基準が曖昧となってしまうリスクが考えられることから、それに対する予防線として、表現の仕方には留意が必要。

- ✓ そこで、例えば、権利侵害の程度（人命・身体・財産への影響）から具体的な留意事項をガイドラインとして示すことや、市町村が判断の過程を明らかできるように、市町村が採り得る裁量権の範囲（どこまでは柔軟に考えてよいか、悪いか）を留意事項として示すことについて、検討を加える。

【関連】 野村委員 No.1, 2, 3、品川委員 No.3, 5, 6、河合委員 No.8, 10

### 3. 経過を踏まえ議論する事項 ～指標・ガイドラインの細部～

#### (1) 対象とすべき森林に係る議論

- 対象とすべき森林の基準を分かりやすくする観点から、権利侵害を受ける人命（人数）や財産の種類（宅地・農地等）、資産価値の大小といったもので整理できないか。
  - ✓ 権利侵害から保全するという観点では差がないとしても、保全対象とする優先順位にはメリハリをつけることができないか。

【関連】 植木委員長 No.22、野村委員 No.6 コメント、  
品川委員 No.3 コメント

- 傾斜や地質、樹種などの立木以外の指標の導入にあたっては、山地災害危険地区や保安林の考え方も参考にして、検討してはどうか。

【関連】 阿部委員 No.14, 16、河合委員 No.11

#### (2) 森林管理の内容

- 森林経営管理法の規定に基づき、市町村自らが管理を行う場合と林業経営者に再委託を行って管理する場合とで、法律上及び市町村の実務上において、森林の経営管理の内容等について、取り扱いに差異があるか、また、

留意すべき事項があるかについても、検討してはどうか。併せて、搬出間伐により不明森林所有者への利益（収益の還元）が発生し得ることについて留意すべき事項はあるか。

【関連】阿部委員 No.10 コメント、野村委員 No.1、河合委員 No.5, 13、片山委員 No.1

- 作業道を起因とする公益的機能の低下と間伐による公益的機能の向上を比較考量し、作業道の作設の可否を議論することは相当困難であることから、本検討委員会では、作業道の作設にあつての最低限留意すべき事項を明らかにすることに留めることとしてはどうか。

【関連】植木委員長 No.16、阿部委員 No.10

- 急傾斜地の森林や高齢級の森林の扱いなど、傾斜や林齢にも着目した、間伐の方法や対象木の選定等の内容を検討してはどうか。また、樹種ごとのガイドラインの整理や、特例措置を講じながら目指すべき目標林型を提示するかどうかについても検討してはどうか。

【関連】植木委員長 No.12、阿部委員 No.3, 5, 8, 9, 16、河合委員 No.12

#### 4. その他

- 特例措置を講ずる前に必要となる不明所有者の探索について、例えば、持分の過半以上が見つかった場合は、実施する行為の性格を鑑みて、際限なく探索するということはせず、探索範囲を合理化することについて検討できないか。

【関連】野村委員 No.10, 11